

第一次宗教法案と東本願寺——唐津高徳寺資料の紹介——

町 泉寿郎

はじめに

第一四帝国議会（明治三二二年一八九九—一月二二日—三三三年一九〇〇—一月一三日）において第一次山縣内閣が提出した宗教法案⁽¹⁾は選挙法改正案とともに同期議会の最重要法案のひとつと見なされていた。審議に先立つて山縣は本法案の意義について、前年（一八九八）に施行された民法第三四条に「祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ関スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」と規定するにもかかわらず、民法施行法第一八条に「當分ノ内神社寺院及ヒ仏道ニハ之ヲ適用セス」とあり、「他の法人と大いに性質を異にして居る」宗教法人については、適用から除外し別途法整備する必要があると説き、憲法の保障する信教の自由（国家は信仰の内部に立入て干渉せざること）を認めつつも、施設・集会・宗制等の「外部に現れる一切の行為」については国家が監督制限し、一方では宗教者の兵役免除や寺院の租税減免の恩典を与えると述べ、宗教団体の活動を監督保護すると演説⁽²⁾している。つまり「社会風教に重大なる關係を有」する宗教に対し、国内治安維持の観点からこれを管理しようとしたと言える。

この演説では言及していないが、明治三二年は周知のように明治二七年（1894）に日本が安政以来の諸外国との不平等条約を改正し締結した通商航海条約が発効する年に当たっており、領事裁判権撤廃と引き換えに認めざるを得なかつた外国人居留地の廢止により、外国人が国内を自由に活動する「内地雜居」状態が現出し、それとともにキリスト教宣教師の布教活動化に対しは諸方面からの根強い反対意見があつた。同年には、公立学校および法令に規定される学校における宗教教育・宗教儀式を禁止する法律⁽⁴⁾も発令されている。宗教法案は廢案となつたが、この近代日本における最初の宗教関連法案をめぐる動向は、国家と宗教の問題（当時は「政教問題」と言つた）を考える上で注目すべきである。⁽⁵⁾

法案をめぐる動向として、仏教勢力による全国的な反対運動が展開されたことも広く知られる。小林和幸「第一次山県内閣『宗教法案』をめぐる諸相」⁽⁶⁾は、法案提出前における仏教界の「仏教公認教運動」や提出後の仏教各宗の運動を説き、特に仏教最大勢力である東西本願寺が大谷派（東）の法案反対と本願寺派（西）の法案賛成という相異なる運動を展開したことを詳悉に説いていて、この時期の政治勢力と宗教勢力を考察する上で興味深い。しかしながら小林論文をはじめとする従来の研究では仏教各宗の動向に関する限り、どちらかと言えば本願寺派側からの見方が強く、本願寺派と激しく対立した大谷派側から見れば運動は異なる様相を帶びたことが予想される。

本稿では、佐賀県唐津市の釜山海高德寺（奥村豊住職）に所蔵される資料のうち、第一次宗教法案関連する東本願寺側の資料を紹介し、従来知られている東西両派の動きに若干の補足を試みたい。

釜山海高德寺と奥村円心・五百子

まず高德寺所蔵の奥村円心および五百子宛の書簡を紹介する必要上、簡単にその事蹟を紹介する。円心（1843—）

1913、写真1）は朝鮮および千島布教の先駆者として知られる大谷派僧侶であり、朝鮮と千島における布教時の日記が公刊されている^⑦。その妹五百子（1845～1907）もまた幕末より父や兄と国事に奔走し、朝鮮殖民・大陸視察や愛國婦人会創立に尽力したことで円心以上に知名度が高く、兄妹ともに『東亜先覚志士記伝』に伝記を収めるほか、五百子にはその歿後と昭和戦前期に数種の伝記が編まれ舞台化（写真2）や映画化（1940杉村春子主演）もされた。

円心がその一三世住職を勤めた釜山海高徳寺^⑧は、織田信長配下の奥村掃部介が信長歿後に本願寺の教如に師事して出家し、文禄～慶長中に釜山に渡つて布教活動を行つた、法号淨信を開基とする。五世慶秀・六世淨恩は松前藩主松前志摩守の血筋を引き、円心の父一二世了寛（1816～68）は左大臣二条治孝の三男寛育の子で、二条家諸大夫松波氏に養われて高徳寺を嗣いだ。

円心は嘉永三年（1850）、八歳で得度と同時に住職となり（～1891）、早く養子蓋円を副住職として、自身は海外布教などに挺身した。大谷派内の役職を歴任し^⑨、教導職にも任じられた^⑩。朝鮮布教には明治一〇年（1877）に着手し、翌年に釜山別院輪番、一二年に元山津出張、一五年にも出張。三〇年（1897）より朝鮮国布教使となり再び朝鮮布教（全羅南道光州）に従事。三二年には千島色丹に出張。三四年に京城別院輪番。三八年に布教使。四三年に開教使・釜山駐留。この間、三五年に厖大な債務と門跡（法主）光瑩の不品行によつて紛擾する本山に対して末寺有志約二、〇〇〇名を擁する愛山有志会が結成された時、円心はその発起人・総代・陳情委員となり会の中心として活動した。このことが渥美契縁（1839～1906）ら執行部の忌憚するところとなり、僧籍剥奪処分を受けた^⑪ことがある。

巣鴨監獄教誨師問題

宗教法案が条約改正と連動する面があることは前述の通りで、条約改正交渉中の二六年一二月～二七年一月にも内相井上馨から仏教各宗協会に対して社寺局作成の寺院法草案が示され意見聴取があった。^[12] 三〇年六月には建仁寺に各宗会議を開いて寺制の起草委員を選定し、江木衷・梅謙次郎を顧問とし、文部次官都築馨六にも商議し、政府の参考に供すべく寺制案四三ヶ条を社寺局に提出していた。^[13]

大谷派内では二八〇三〇年（1895～97）にかけて、清澤満之（1863～1903）を主唱者とするいわゆる白川党が本山運営の民主化等を求める宗門改革運動を起こし、この結果、二九年に第一回議制局会議が開かれ、渥美契縁が執事を免職となり、三〇年二月には衆院議員落選（1890）後、郷里に帰隠していた石川舜台（1842～1931）が参務として本山に返り咲いていた。

近角常觀（1870～1941）^[14]が「明治三十一年隈板内閣瓦解の時、巣鴨監獄教誨師問題を導火線として、全国仏教徒が一斉に奮起したる政教問題」と回顧しているように、宗教法案問題の前年九月、舜台は巣鴨監獄の教誨師の任免問題^[15]で大隈内閣の対応を厳しく追及することもに、大谷派を中心とする運動組織を作つて仏教公認教運動を展開し政教問題を世論に訴えた。

また教学においては、新門跡（新法主）光演が門跡から教学を委任されたのを受けて、この年八月に光演と連枝三人を本山から脱せしめ、光演・瑩亮（1901ドイツ留学）を東京へ、勝信（慧日院）を清国、瑩誠（能淨院）を台湾に送り出した。この後、光演（1875～1943）は主に浅草別院にあり、清澤満之・南條文雄・村上専精ら帝大派とよばれる学僧がその指導に当たる。内外の教学体制充実を見据えた、舜台による次代の布石とみることができる。

朝鮮国布教師として第二期の朝鮮布教のために韓国にあつた円心に対して、參務として本山の執行部にあつた舜台は教誨師

問題を次のように報じている。

【明治三一年一二月一一日付 石川舞台書簡 奥村円心宛】

拝啓、御無言罷過候。不相変御勤勉御從事奉賀候。陳は過般來、政界非常之変態を呈し、終ニ前内閣辭職、山縣侯現内閣組織之事ニ相成申候事情ハ筆紙難尽、多分新聞にて大略ハ御承知之事ト存候。

本山ニ関する事件ハ、九月十九日内務大臣へ質問書を提出候以来、奇妙にも大隈伯ヨリ板垣伯へ石川舞台ヲ処分せしめよの嚴令となり、続テ大隈伯より法主へ書ヲ贈り、同しく舞台処分之公私不分明ノ書となり、終ニ小僧ハ総務之推問ニ応シ答書を出し犯罪ナシト決セラレ、其旨法主より内務省へ報告有之候。風聞ニヨレハ織田得能なる者、高田早苗ニより大隈伯ニ面シ、何カ申入ル、事ありて小僧ハ大隈伯ニ容レラレサルニ至リシ由也。織田ハ小僧を退ケテ渥美ヲ本山へ入ル、策なりし由。板垣ハ何とせし事歟、小僧の書ニよりて非常ニ怒り、大惡僧と被思候由也。世間ハ様々ニ御座候。末寺門徒ハ非常ニ激昂し、王法為本の宗義として王室を保護し国体を護ラントスルヲ、法主ニ迫りて罰セヨト云ハ、板垣・鈴木・片岡・江原・西山等耶蘇教徒なるか故也。故ニ巣鴨監獄教誨師も吾大谷派の僧を免職せしめ、耶蘇教々誨師を入れタル者也とて、東京ニハ僧侶ニ同志会、俗人ニハ仏教国民同盟会起り、越後・越中・能登・加賀・越前・江州・美濃・尾張・三河・京都・大阪・河内・播磨・藝州・長崎・周防・九州等一円ニ各種之団体ヲ組織シ、日下、演説ニ雑誌ニ集会ニ、マスヽ、運動ハケシク相成居候。巣鴨監獄ハ典獄ハ転任トナリタルモ、耶蘇教誨師ハ依然タリ。コレハ外国某公使尻押するか故也ト申事。併此頃、總理大臣、又ハ内務次官等ノ談話か、又ハ警視總監之説ニヨレハ、不遠何とかする様ニ御座候。外国ハおそろしきものと相見ヘ申候。外国のおそろしくなき日本ニ仕上ケ度事ニ御座候。昨夜、東京府会ニテ巣鴨監獄教誨師ハ従前ノ如ク仏教者トスヘシト発議するものありて、大多数ニテ可決致候。コレハ監獄ハ府会の費用ヲ議決するものなるか故也。(以下缺)

(封筒表) 韓国木浦 領事館御注意 奥村圓心殿 郵便

(封筒裏) 純 日本東京浅草本願寺別院にて 石川舜台 十二月十一日夜

(消印) 韓国／木浦／卅一年十二月／二十一日／口便

第一次大隈内閣は明治三二年（1898）六月三〇日～一月八日と短命に終わったが（次いで第二次山縣内閣1898・11・8・1900・10・19）、この間に舜台は九月一九日に監獄を管轄する内務大臣板垣退助に対して質問状を提出し、その後、二五日・三〇日にも大隈首相や宮内省・陸海軍の知人に同趣の文書を送附した。その質問内容は、諸法令に規定され保護干渉される神道仏教と異なり、政府が默許しているに過ぎないキリスト教の教説を官立施設において採用することの不当を問い合わせるものであった。¹⁷⁾これに対して大隈から管長の大谷光瑩門跡（法主）に、黜罰例¹⁸⁾第二・四二条違反によつて舜台を処分せよとの指示があつた。光瑩は総務大谷勝縁に調査を命じたが（10／12）、舜台からは「王法為本ハ我宗ノ要旨ニ有之候ヘハ其教旨ヲ貫徹セシムルコトハ吾人僧侶ノ責務ト確信致シ知己ノ人々ニ卑見ヲ披露致サン為メ書簡ヲ以テ豫メ面識アル一部ノ人へ送付シタル迄」との無罪を主張する「始末書」が提出され（10／15）、その主張を認めた「公衆ニ廣告スル意志ニテ政治論ヲ為シタル者ト云フコトヲ得ス」との「判定書」が勝縁から発行され（10／20）、この結果が光瑩から板垣に報告され、大隈に転達された。¹⁹⁾舜台が政府に対して行つた主張は、本書簡に記す内容とも合致している。

舜台と大隈はこれ以前から交流があり、今回の大隈の厳しい反応は大谷派僧侶の織田得能（1860～1911）が舜台の失脚と契縁の宗務復帰を画策して、高田早苗の周旋により大隈に讒言したことが背景にあると伝えている。織田得能は教説師事件によつて宗門の職位を剥奪されているから、事件への関与は事実と思われる。「鈴木・片岡・江原・西山」はそれぞれ、鈴木が内務次官鈴木喜三郎、片岡が衆院議長の片岡健吉、江原が衆院議員江原素六、西山が警視総監西村志澄のこと。この時の巣鴨監獄の典獄は有馬四郎助で、有馬は三十一年に留岡幸助牧師から洗礼を受けており、大谷派教説師四人を免職し替つて留

岡を任命した。

留岡牧師を「尻押する」外国某公使とは、大隈と維新期以来の旧知である英國公使アーネスト・サトウが思い浮かぶ。事実、サトウの日記には外国人犯罪者を収監する監獄施設の改善問題⁽²¹⁾への言及が見られ、「巣鴨監獄での煽動事件の黒幕」として舞台の名が見えている。⁽²²⁾サトウが公使として、領事裁判権撤廃後に発生するであろう外国人収監者のために、その待遇向上の一環としてキリスト教教説を加えるよう働きかけたことは十分考えられる。

大谷派の反対運動組織としては、僧侶が所属する東京大谷派末寺同志会⁽²³⁾や、門徒も加入でき東京に本部を置いて全国各地に支部を擁する大日本仏教青年会・仏教徒国民同盟会（大日本佛教同盟会）⁽²⁴⁾や、社会評論社⁽²⁵⁾などがあつた。大日本仏教青年会・仏教徒国民同盟会は近角常觀や真岡湛海らが中心的な役割を果たし、社会評論社は安藤正純・加藤咄堂が幹事を務め、いずれの組織も舞台に近い青年学僧を中心配している。

仏教徒国民同盟会では、①今回の教説師任免を不当行為と認めること、②仏教徒囚人にキリスト教牧師が監獄規則を利用して説教することは信教の自由を束縛するものと認めること、③今回の事件がキリスト教徒による仏教者の社会事業に対する侵害であることを認めること、④今回の事件が政教混同の前例とならぬよう事態の改悛を求めて当局の責任を追及すること、⑤教説師問題を導火線として改正條約実施の準備として政教に関する画然たる規定を当局に作らせることを決議し、内務省への質問・請願を繰り返した。

第一三帝国議会（1898・12・3～1899・3・9）衆院では、三月四日に神鞭知常議員（京都府出身）が提出した「監獄教説師ニ関スル建議案」が審議され、一〇二対九一で可決された。その建議案は「最大多数ノ囚徒ニ対シ其ノ所信ニ反スル宗教ヲ強迫スルハ殘忍ノ行為」であるとしてキリスト教教説師の免職を要求した内容で、仏教徒国民同盟会の決議と同趣であり、神鞭は質疑でも「仏教徒国民同盟会」に言及している。また東京府会⁽²⁷⁾における反対決議に言及する点で舞台書簡の内容とも共通する。建議案自体が舞台一派の意向と緊密であつたことを窺わせる。⁽²⁸⁾こうした運動の結果、三一年一月に有馬は

市ヶ谷監獄に転任しており、議会での可決を受けて留岡も三二一年五月に免職となつた。

政教問題と大谷派・本願寺派

三二一年に入ると舜台体制下の諸政策が顯在化してくる。対外的には新たに千島開教・中国各地の東文学堂開校・チベット探検が開始され、国内的には仏教公認教運動を展開する。政府の宗教政策に対しても、この年一月一日に発刊した仏教徒国民同盟会の機関誌『政教時報』に、早くも宗教法案に関する警告が載つてゐるのが注目される。すなわち、板垣内相在任時に起草したキリスト教と仏教を同一待遇にする宗教法案は議会提出が困難視されたため、目下、新任の斯波淳六郎社寺局長が更に調査中であると聞き及ぶので、今期議会には提出されない見込みがあるが、政府は法案提出前に宗教会議を開いて宗教者との内容を討議させる必要がある、と同時に神仏二教徒はこの法案を看過すべきでないと。

四月には全国の門徒に寺務局から「御書立」とよばれる五〇〇字余りの文書が発せられ、政教分離を前提としながら、仏教が国民道德に寄与した歴史に鑑み、仏教には他教と格別の規定がなされるべきであり、他方で門徒は宗教教育や慈善事業など合法的活動によつて公認化獲得に勉めるよう説いていて、官憲の介入を招かないための一定の配慮も感じられる。舜台の高弟谷了然（1844—1919）は六月にこれを敷衍した『御書立演義』を著述刊行している。

一方、改正条約発効が七月一七日に迫るなか、仏教各宗が定例の六月建仁寺での管長会議の場で仏教公認化を政府に請願することを決議しようするが、ここで本願寺派の大谷光尊が強固な反対を唱えた。この本願寺派の公認教反対は、山縣首相が京都滞在の折りに直接光尊に会つてその宗教政策について諒解を求めたためとされる⁽²⁹⁾。法案提出後には、本願寺勢力を東西に分断した徳川家康の故智に倣つて政府が本願寺派を身方に付け両派分断を謀つたとの風聞も散見されるので、政府が宗教法案成立のために東西本願寺勢力の離間を謀つたものと考えられる⁽³⁰⁾。また政府が宗教法案成立に固執する理由も、舜台が「外国ハお

そろしきものと相見へ申候」と記した如く、改正条約に伴う外交問題と絡むことを考えれば了解できる。⁽³²⁾七月六日には管長総代大谷光尊と森田悟由が内務省に出頭して政府の宗教法案の内示を申請したが、西郷従道内相からは目下、内地雑居問題に繁忙のため内示できる方針はないので、この際、各宗から意見があれば申し出るよう求められた。しかし七月二七日には初めてキリスト教を法規定する内務省令四一号が公布され、七月三一日には内相が各管長を召喚して門末信徒に軽佻の挙動がないよう訓示されるのみであった。

大谷派では、一〇月には真宗大学の東京移転が議制局会議で議決され、政治・教育の拠点として東京への傾斜が見え始める。宗教法案の議会提出の前月、東京から京都に戻った光演から東京の奥村五百子に宛てた書簡には、反対運動から離脱した本願寺派への警戒があらわである。当然ながら、法案については全く予見できていない。

【明治三二年一一月一六日付 大谷光演書簡 奥村五百子宛】

一筆申入候。其後益快方、依然為國家宗教、日夜尽碎之事と欣喜之至ニ候。小納一昨日無異帰山、其後異状無之消光罷在候間、乍憚安意可致候。又手本日、和田東上之都合ニ相成、右ハ大学移転及政教問題ニ付而之用向ニ有之候。然ル処一昨日頃、隣山之光尊伯東上、又々伊藤・板垣等を説き、公認教反対運動之挙と存候間、精々御注意頼入候。和田も此度ハ充分強硬なる決心を持居候間、委曲同人より御聞取之様頼入候。一昨日不取敢、小笠原・杉山両君へ安着御届致置候へ共、御面会之際ハ宜御伝声之儀頼入候。先ハ右申入度、幸便ニ托シ候。餘ハ後鴻。勿 十一月十六日 しゆんば
奥村五百子 机右

(封筒表) 奥村五百子 直披 (封筒裏) 糊 十一月十六日 春坡生

和田は後に着宿となる和田円³³。小笠原は奥村に縁の深い旧唐津藩主で海軍軍人の小笠原長生子爵であろう。杉山は光演の

漢学の師で、三郊と号し書家・漢詩人としても知られ、傍ら米国留学経験を持ち英語に堪能な杉山令吉である。

「隣山」、すなわち本願寺派の門跡大谷光尊はこの年五〇歳。赤松連城とともに公認教運動反対の先頭に立っている。本願寺派内部にも、「説乃是非は兎も角斯る問題に向て法主親しく奔走するは穩かならず、恐くは其威信にも関係する」と光尊自ら運動に関与することを憂慮する者もあつたとされる。⁽³⁴⁾ 二十四歳の新門跡光瑞（1876～1948）はサトウ英國公使の紹介状を得て翌一二月には英國留学に発つ。⁽³⁵⁾

大谷派では四八歳の門跡光瑩自身は運動に直接関与せず、二五歳の新門跡光演が東上を繰り返して積極的に公認教運動・宗教法案反対運動や海外布教に関与している。この東京滞在中にも、南清視察を控えた奥村五百子に伴われて閑院宮載仁（陸軍軍人）などの要人と面会している。⁽³⁶⁾ 五百子は三〇～三一年に兄円心の朝鮮布教に呼応する形で全羅道光州での実業学校建設に従事し、この年三二年一二月一三日には南清（上海・福州・南京）視察に出発する。五百子の南清視察には近衛篤麿（大谷家親族）・小笠原長生らの後ろ盾があつた。この時期、公認教運動と海外進出とそれとの運動を展開する上で、光演と五百子は緊密な関係にあつたと言える。

一二月九日に政府が抜き打ち的に提出した宗教法案は、一四日の貴院本会議（議長近衛篤麿）で審議され、特別委員会委員一五名⁽³⁷⁾が選任されて審議が始まった。一二月一六日に第一回、翌三三年一月二七日に第二回、一月二九日に第三回、一月三一日に第四回、二月一日に第五回を開いたが、意見統出して容易に成案を得ないので、二月二日の第六回委員会で修正案作成のための起草委員五名（曾我祐準、都築馨六、穂積八束、松岡康毅、吉川重吉）を選出し、二月一〇日・一二日・一三日・一四日・一五日の第七～一回委員会で松岡（および穂積・吉川）作成の修正案が審議された。⁽³⁸⁾ その修正案について一七日の貴院本会議で黒田長成委員長から報告があり、更に賛成・反対の意見が闘わされたが、討論終結の動議が出され、記名投票か無記名投票か採決方法をめぐる投票の結果一一七対一〇四で記名投票となり、記名投票の結果、賛成一〇〇、反対一二一で否決され廃案となつた。⁽³⁹⁾

法案提出から否決までの間の大谷派の動きを見ていこう。近角常觀によれば、本願寺派の赤松連城は特別に一二月六日に平田東助法制局長官から法案の内見を許された。仏教各宗委員は一二月八日に内見を許された。法案提出の一二月九日朝、近角は銀座林屋旅館での各宗委員会に出席し、一刻も早く法案への不同意を政府に表明すべきことを力説したが、衆議決せず、その間に法案は議会に提出されたという。⁽⁴⁾

その夜、大日本仏教徒同盟会（仏教徒国民同盟会から改称）では近角ら会員中の文学士・法学士が会合して法案を熟読し、徹夜して駁論を草した。翌一〇日に両面一枚刷「政教時報号外」三五・〇〇〇枚として発行した檄文「宗教法案の提出に際して、本会の意見を発表し、全国同志諸君に警告す」がそれである。表面には法案に対する五ヶ条の問題点を指摘し、裏面に法案全文と宗教者の徵兵猶予を明記した徵兵令の改正条項を掲載している。この時指摘されている問題点は、①宗教団体の自治を侵害すること、②本山末寺の関係を破壊すること、③宗派外の宗教委員会が無限の干渉を行いうること、④仏教に公認教の権能を与えること、⑤宗



写真1：39歳の奥村円心

明治14年11月13日

浅草公園江崎写真館で撮影



写真2：6世尾上梅幸所演の奥村五百子

帝国劇場昭和4年11月公演、

小笠原長生述作・小野賢一郎脚色

資料名	日付	著者等	発行者等	備考
宗教法案の提出に際して本会の意見を発表し全国同志諸君に警告す	32/12/10	政教時報号外	大日本佛教徒同盟会出版部 東京市本郷区森川町1番地	裏面に宗教法案
宗教法案提出後の景況	32/12/19	公認制度交渉事務所委員	坪内良順発行 関臯作印刷	府下137寺、12/17浅草別院に集会
上京委員聯合大会議決	32/12/22	明教新誌号外	明教社 東京市京橋区三十間堀2丁目1番地	12/22錦輝館 在京佛教徒聯合大会での決議
全国佛教徒大会召集之檄	33/1/10	政教時報号外	大日本佛教徒同盟会出版部 東京市本郷区森川町1番地	1/21江東中村楼で全国佛教徒大会挙行の召集
(宗教法案懇話会 案内)	(33/1) /18		四条京極上ル中ノ町 金蓮寺	
宗教法案に対するの議	33/1/21	菱川香夢	憲政新報社 東京市京橋区弥左衛門町15番地	憲政新報232号附録
(誓護国家 佛教大演説会案内)	33/1/25	講師:仁和寺門跡雲照、高木政勝、田中舍身	大日本佛教俱楽部本部 神田区南乗物町13番地 今川橋際	
宗教法案ニ対スル質疑	33/2/4	著者:武藤金吉	明教社 東京市京橋区三十間堀2丁目1番地	
宗教法案の来歴	33/2/5	発行編集:漆山又四郎	太平社	太平新聞271号附録
全国佛教徒に警告す	33/3/11	菱川香夢	京都市下京区中敷珠町烏丸東ル	憲政新報257号附録転載
宗教法案ニ対スル全国佛教全盟団意見	不明	全国佛教全盟団		
貴衆両院代議諸公に呈す	不明	大野美恵丸		

教団体の性質を考慮せず全宗教を同列に扱うことは却つて不平等であること、である。政府案に正面から対立し妥協の余地はない。この路線でその後の運動が展開されていく。

公認教運動を行つてきた公認教期成同盟会・東京府下大谷派総末寺会・大日本仏教俱楽部・全国仏徒上京委員会・信徒俱楽部など各組織も、こうした一枚刷りの檄文や数葉のパンフレットを次々に作成して全国の信徒に配布し、各地で反対集会が繰り返され、運動は次第に全国的な盛り上がりを見せた。管見に入つたものを表にして示しておこう。

各宗委員はこの時期、連日会合を重ねて昨年六月の管長会議における五ヶ条の決議を維持することを確認しようとするが、本願寺派はこれを受け入れず、各宗会議との提携を拒絶するにいたる。大谷派が本願寺派に対し反感や不信を抱いたのは当然であるが、本願寺派の一部にも異論がくすぶついていた。そうした事情の一端を伝える、本山の蓮容信城から南清視察の途上、唐津に滞在中であつた五百子に宛てた書簡を掲げよう。⁽⁴⁾

【明治三二年一二月二八日付 蓮容信城書簡 奥村五百子宛】

謹啓、御出立之際、是非御見送可申心算之処、年末之為事務多忙に就き、欠礼仕候段、不悪御了掌被遊度候。扱政教問題之件、并ニ長崎別院通知之件、局長へ伝言致置候。何れ局長より御報知も有之事と存候得共、本日幸聞に接し申候間、早速御報導申上候。兼而吾人之感気に触れ候隣派義、今回、日野師を以而同盟ニ加リ、管長之諭示ハ夫々手続を以而取消に致す由。殊ニ赤松一派ハ廢斥之上、大洲・小田等之奮起を以て益々東派之意見に賛成し、宗教法案ハ大々的修正を加へ、通過を望む事に相成候由。最も不甲斐なき隣派之動靜、吾人之関する所に非れとも、目下之場合、一寸と心地よき事と被存候條、伝聞之候、御一報申上候。次に愚僧渡清儀、種々局務上障害も有之候ひしか、本日九分通り確定相成候間、宜敷御願申上候也。十二月廿八日 信城再拜 奥村殿下

(封筒表) 肥前国唐津港 高徳寺内 奥村五百子殿 御侍史

(封筒裏) 京都市下京区烏丸七條上ル常葉町 本願寺 寺務所内 蓮容信城

(消印) 山城／京都五條／卅二年十二月／二十八日／チ便肥前／唐津／卅二年十二月／三十日／ニ便

局長とは、舜台政権のもとで前年から開教事務局長・司正局長（司法機関）を務めている谷了然をさすと考えられる。前掲光演書簡にいう一月一四日に東京に出た光尊は、法案提出を挟んで、一二月二〇日に赤松連城・大洲鉄然・小田仏乗ら幹部を率いて西帰した。しかし光尊の方針に反して法案反対を主張する者もあったという。⁽⁴²⁾ そして後掲の三月一七日付光演書簡に言う如く、真宗高田派の日野法雷が代表となつて各宗本山の法案反対の同盟に参加し、赤松一派は排斥され、大洲・小田らが大谷派に同調するなどの動きがあつた。この本願寺派内の不統一を、信城は「一寸と心地よき幸聞」として報じている。一月四日に唐津の五百子から再び東京に出た光演へ年始の挨拶状が届き、光演は五日と六日の二度にわたつてその返書を認め、法案をめぐる政府側と大谷派側の運動が激化している様子を報じた。

【明治三三年一月五日付 大谷光演書簡 奥村五百子宛】

一筆申入候。先々新年ト相成候。老嫗無異越歳之段、大賀此事ニ候。御陰ニ而、小衲も無事馬齢ヲ加候間、乍憚安心被致度候。扱其後時々音信致し安心之様可致約束致し乍ラ、今日迄何等之報道も致サリシ事、異約之段定メ而立腹之事ト察居候。実ハ老嫗へ報道致候而大安心大欣賀被致候様之事実ヲ報道致度考への処、其後日ヲ追而不面白事耳ニ候間、其レガ為大ニ失心被致候而ハ不相成ト存ジ、不本意ナガラ今日迄遅々致居候事ニ候。然ル処昨朝ハ書状ニ接シ候間、年賀ヲ兼而一報致事ト決心致候事ニ候。昨朝、岡印参り段々様子相探候処、此度ノ法案ハ必ズ徹^(マ)回否決留置之範囲ヲ出デザル可シ。若シ修正モセズ通過致候様ナルコトニ相成候ヘバ、必ズ内閣ヲ打破致候決心ナリト爽快ニ被語、小衲モ大ニうれしく感候（極秘密）。然レバ政府之方面ハ大ニ希望通りニ相成候傾向ニ有之候へ共、如何セン本山之意向大ニグラヽ、致シ、石川

未ダニ東上致さず、種々之方便ヲ以テ石川東上促候へ共、何等ノ功果無之、明日よりハ賛衆ヲ集メ議会ヲ開キ候由。何ノ事ヤラ一向分ケガ分ラズ。又總務殿より之門末ニ対スル訓示之如キモ、小衲ヘハ何等之御相談モ無之ニ付、一向承知致サズ、之レガ為、世上或ハ西派ト同意致居ガ如ク誤解致候向も有之、平公^マ之事ニ候。京都ニ而ハ知事ガ色々ト口ヲ出シ、渥印ガ中ニ入り周旋致し居候様子、石川ノ位置如何ト懸念ニ不堪、只今電報ニ而問合中ニ有之候。小衲帰山セヨト再三申來候へ共、断り候而参ラザリシ。其レハ参り候ヘバ知事ガ法主ト共ニ小衲ヘ面会ヲ乞ヒ、無理往生ニ屈服サセヨヲトノ考ナルコト明白ニ候間、參向断候。其節若小衲ガ頑トシテ政府攻撃ヲ主張致候ヘバ、遂ニ法主ト争ハネバナラヌ候間、行ザルニ不若ト存候。右様ノ次第故、今暫クキバリ居候ヘバ、必ズ大勝利ヲ得候事決定ニ候へ共、京都如斯相成候上ハ如何ト犯憂ニ不堪候。定而石川も奮慨ノ涙ニ咽ひ居ル事ト存候。昼夜寝ズニ運動致し候而も、皆打破レ候而ハ、人タルモノ奮慨致サズニハ居ラレザル事ト存候。小衲も大ニ氣力ヲ失ヒ候。実ニ此度之事ニシテ敗北致候様ナレバ、最早此好時期ハ何ツノ世ニカ来ル可キ、覚束ナキ事ニ御座候。老嫗ヨ、之レガ為メニ失心スルコト勿レ。是天ナリ命ナリト断念致候ヨリ外無之候。若我佛未ダ死セザレバ佛ノ御加護ニ依り成立可致、次便ニハ愉快ナル報道ヲ致シ得ルヤモ不知候。先ハ右申入度、乱筆ナガラ如斯ニ候。勿

一月五日 春坡 五百老嫗

追而、井戸川大尉ト小具ト一処ニ長崎ヘ被參候様老嫗之考ニ有之候へ共、右ハ全ク何等ノ話も無之、井戸川ノ長崎ヘ出向ノ時期未定ノ由ニ有之候。依而小具一人ニ而長崎ヘ出候間、左様承知被致度候。

又福島ハ朝鮮ト支那トハ人情大半ニ異り居候間、必ス朝鮮人ヲラドス如キ方針ヲ取ラズ、氣長クナツケル様ニ致サレ度由申居候間、左様承知被致、如才ナキコトハ固ヨリト存候へ共、念ノ為申入置候。範太郎殿へも宜申入ラレ度候也。

(封筒表) 五百老嫗 極秘 (封筒裏) メ 一月五日 春坡生

「岡印」は宗教法案特別委員会の委員岡部長職。石川は石川舜台。「総務殿」は門跡光瑩の弟で光演の叔父に当たる長浜大通

寺住職の大谷勝縁。京都府知事は長州出身の内海忠勝。「渥印」は渥美契縁。追伸の井戸川は陸軍軍人で主に中国大陸で活動する井戸川辰三、福島は同じく陸軍軍人福島安正であろう。

東京で孤軍奮闘している光演は、頼みとする石川舜台に東上を促すが、不穏な動きを警戒する舜台はなかなか京都を離れることができない。態度を軟化させたかに見える現状に、本山の動向がつかめない光演はいらだちを隠さない。

内海知事は光瑩に面談して、大谷派の姿勢を法案断固反対から法案の修正要求に改めるよう説得し、あくまで反対すれば管長への処分が行われないとも限らない、今は外に虚勢を張るよりも財政整理に勉めるよう強く迫った。⁽⁴³⁾これを受けて、一二月二八日に総務大谷勝縁から門末に対し、「法案修正説の成立を希望し議会の通過を期すべき」旨の訓示が発せられた。しかし訓示は事態を沈静化させるどころか、各地の運動を激昂させ逆効果となつた。舜台はこの機に乗じて、全国門末の総意として法案断固反対を表明することによつて、事態を開しようと考え、臨時議制局会議を召集したのである。

光演は本山から度々帰京の催促をうけたが、内海知事と父に反対運動を止めるよう説得されることは明白で、そうなれば父との争いは避けられないと考え、肚を括つて東京に留まるのである。

一月五日に光演はこの間の京都の状況を報じた舜台の書簡を受けとり、知事らの切り崩し工作によつて門跡は動搖しているものの、大谷派として態度を軟化させたのではないことを知り、また臨時議制局会議によつて法案反対の意志統一を確認した上で舜台が東上すると聞いてすっかり安堵し、昨日投函した感情的な書簡を詫びつつ、事態をすぐに五百子に報じた。

【明治三三年一月六日付 大谷光演書簡 奥村五百子宛】

一筆申入候。昨日ハ誠ニ痛心之餘り不面白書状差送候処、今朝石川ヨリ書面到着、京都之意志ハ、台下耳知事ニ責メラレテ御困り之事ニ候へ共、寺務所一般ハ決しテ軟化致候様之事無之、六日より八日迄臨時議制会ヲ開キ、之レニ而充分門末ノ意志堅固ナルコトヲ示し、知事ヲ屈服セシメ、九日ニハ必ズ東上致候様申来り候間、一先ヅ安心仕候。乍去風雲不穏之

天候故、何時如何相成候モノカ覺束ナキ事ニ候。扱政府部内之模様ハ隨分面白キ方ニ而、否決力徹^{ママ}回ノ中ナラント云フコトニ候。今一キバリヤレバ、必ズ大勝利ト存候ヘ共、京都之グラ、切歎之至ニ不堪候。茲一ヶ月程之間ハ大ニ心痛ニ不堪事ト存候。昨日よりハ少々善キ兆候ヲ顯シ候間、一寸申入置候。先ハ用事耳、乱筆御推読を乞フ。勿頓首。一月六日

春坡生 五百老嫗 秘直披

一月六～八日の三日間に及んだ臨時議制局会議は、舞台一派の思惑通りの結果となり、この結果を門跡も承認せざるを得なかつた。その結果を携えて、一月一〇日に舞台は東上した。そのことを伝える谷了然の書簡を次に掲げよう。

【明治三三年一月一一日付 谷了然書簡 奥村五百子宛】

貴書拝見、旅費之儀、福嶋之見積書も到来、且新門様より御来書ニテ、東京へ回ス様御申越有之、依而昨朝石川之東上ニ托シ、金武千円新門様御手許へ差出候間、此段御承知可被下候。

○去ル六日より之臨時会ハ、豫期之如好決了、タトヒ各宗委員ト提携ヲ絶ツコトアルニ至ルモ、去年六月管長會議ノ決議之通ヲ断行スヘシト議決シ、御允去相成候。生前之奮進ハ此時在リ、先御返事迄。勿々不宣。 一月十一日 谷了然

奥村五百子様

(封筒表) 肥前国唐津町高徳寺 奥村五百子様 親展 (封筒裏) 緘 京都東福寺山内 栗棘庵 谷了然 一月十一日
(消印) 京都五條／卅三年一月／十一日／チ便

宗教法案否決の顛末

その後は五百子が南清視察に発ったため、しばらく書簡の往復が途絶えているが、先に表示したような反対運動集会が繰り広げられ、特に一月二一日の東京での大規模集会は世間の耳目を引き、法案否決をめざす大谷派の運動は益々熱を帯びていった。

貴院での法案否決から一ヶ月後の三月一七日、京都に戻った光演から中国（恐らく上海別院気付か）の五百子に宛てて法案否決の顛末を伝える書簡が出されている。大谷派側のみならず、法案成立にかける政府側の動静を伝える資料としても貴重と思われる所以で、長文であるが全文を掲出したい。

【明治三十三年三月一七日付 大谷光演書簡 奥村五百子宛】

一筆申入候。其後ハ申訳なき御無沙汰致し、定メテ云ひがいなきものあらんト思召された事ならん。実ニ小衲ハ何ト云ハレテモ一言半句も争ふ事ハ出来不申、唯々叩頭して罪を謝するの外無之候。是より今春以来小衲が如何致し居りしや報道せんと思ふ。そハ彼の宗教法案にてありき。政府之運動甚しく、各府縣之勅題議員之資格ある知事ハ皆招集されき（京都府知事モ来ル）。之レハ何が為メかと云ふに、一人にても政府之御身方ヲ多くして、政府案之（宗教法案）通過ヲ謀りたるものなり。

隣山ハ如何にと云ふに、再び当派ト提携ヲ申込来ル。当派ハ之レヲ拒みたり。而して一月廿一日大雪之日を以テ全国仏教徒大会ヲ両国中村楼、井生村楼、二州楼之三ヶ所同時ニ之レヲ開く。会スルモノ七千人。政府提出之宗教法案ニハ絶対的反対をする事を決議セリ。頗る盛会なりし。此大会に付ても政府之卑劣干渉實に言語道断。^{アマ}感權ヲ以テ乗車ヲ拒み、警察

所へ引置シテ東上ヲ拒む等、之レガ為メ会期に遅れたるもの三千人。京都ハ非常ニ激昂セリ。警察も此上干渉すれバ大事に及バんと思ひしか、大会之節ハ少しも干渉せず、無事二大会を終りたり。其翌日小納ハ眼病ヲ冒して浅草に上京者を集め一場の訓諭を為して帰京せしめき。

さても本月に入りてよりの政府の運動甚しく、實に運動費ハ三百万円なりと云ふ。其外大臣にする、知事にする、局長にするト云フ非常なる御馳走を以て議員を買収する、之レに加ふるに隣山ハ依然御身方の看板をかゝげて運動費を本山より徵集して狂奔すると云ふ有様。之レに対する当派ハ如何。一当派ハ本山に要求するも運動費ハ容易に送らず、根本ハぐらつく。各宗ハ恰も浮氣女の如く政府にをどされすかされ、漸く政府方たらんとす。当派の和田もくらげの如く、大草ハ石川と悪し。あー此間に處する石川の苦心を察せよ。實に夜の目も寝ずに運動の指揮を為せり。さすがに石川なり。此の苦境にたち入りながらも大言壯語、必ズ勝ちます、の一語を以てするの外敢て言ハず。小納ハ此語を聞く毎に、はげまされたれ共、大草の如きハ、負けなり、と落膽するを聞いてハ又心痛に堪ゑず、必死石川・大草の調和を斗りたるが故ニ、遂ニ調和して、大草石川の為メに非常に尽力せり（今日ハ實に仲よくなれり）。

而して隣山又々各宗を仲裁として当派と聯合を申込来ル。あー如何せん。和田ハ之レに、あざむかれ、彼よりあやまり状文を取らずして、和解を容る^{マダ}するを調印し終れり。老嫗よ記憶すべし、隣山と和解する時ハ、あやまり状文を取れと言ひしを。然ル处今ハむざゝ、彼と和解するを得ざるを如何せん。心痛をくあたハさるの一刹那、端し無く妙心寺會議ハ起れり。此の妙心寺會議と云ふハ、政府反対の各宗と政府賛成の各宗との離別を為す會議なり。而して其結果ハ如何、老嫗よ之レか結果を如何となす？實に隣山・木辺・興正寺を除くの外ハ、凡而政府反対と決せり。之レにて和議の一件ハ立消となり終る。實に此の一致を為したるハ全く高田派の力なり。高田派日野法雷氏の力なり。彼の赤松連城に赤恥をかゝしたるハ法雷氏の力なり。實に今度の高田派の態度ハ立派なるものにてありし。私事（隣山との親属を云ふ）の為メに公事（政府に反対するを云ふ）を曲げる事あたハず、の一言を以て貫きたり。

而して本月十五日ハ不幸の日よ。何となれバ政府案修正委員会ハ大多数を以て通過し終れり。アーハ如何せん、明後十七日にハ本議場に登り之れを通過し終れば、実ニ、当派ハ世間に向つて何の面目がある。アーハ十七日ハ大谷派死活の関ケ原なり。和田ハよハリ、大草ハ青くなり、近角ハ殆ンド發狂したるが如き有様なりき。而して石川ハ如何・・・必ズ勝ちます、の語猶依然たり。小納も茲に至りてハ最早進退窮り、十六日午後六時ヨリ両院ニ於ける我門徒議員を招集し、熱血を以て我ハ彼等を説きたり。幸ひにして彼等の同情を引きたりと雖も、如何せん、貴族院ハ到底通過し終るべしとの事なり。故に衆議院に至りたる上ハ必死の尽力せんと皆々勢込帰れり。老嫗よ、此事已に其夜政府の知る処となり、各部の書記官ハ徹夜二人曳の車にて議員を歴訪し、以て政府の御身方をせよと強脅せり。

而して二月十七日とハ成れり。アーハ十七日よ。十七日ハ我大谷派に籍を置くもの忘れんと欲して忘れざる事を得ぬ日なり。朝より皆々東奔西走運動ニ尽力せり。我れハ別院にありても気が気に非ず、食事を為する咽喉を通らざる有様なりし。電話を以て議院に問ヘバ模様悪しの報耳来る。而して午後ハ杉山先生被參、講義の為聊か苦痛を忘れたり。恰も午後六時議会の模様ハ伝へられたり。老嫗よ否決なりし、百に対する百二十一の多数を以て否決せられたり。アーハ此時の愉快なる事ハ實に何にたとへん様もなき有様なりし。未だ大谷派ハ死せず、石川ハ未だ老ひず、茲に先づ大谷派の勢力を社会に向て発表する事が出来たのである。然し乍ら、この次の時が一大肝要である。此次にハ是非老嫗の力をからずバならぬ事と考へる。

扱其日の議場の模様ハ或ハ承知の事かとも思へ共、概略を記さんに、政府ハあらゆる卑劣手段を用ひ、各地の知事ハ勿論、説明委員となるべき政府部内の者迄、議院の資格あるものハ之レを席につかしめ、而して反対派と覺しきものハ之レを大臣の官房に招集し、くだらぬ話をしかけて議場へ出づる事能はざる様にしたり。之れを以ても政府が大谷派に対し如何に苦心したるやを知るべし。本日の演説中、我れに取りて尤も力ありしハ都築氏なりし。次にハ曾我子爵なり。谷子、鍋島、千家、黒田（長成）等ハ大に力を尽されたり。近衛公ハ議長なるが故ニ、公けに反対を云ふ事ハ出来ざるも、裏面にハ非

常に御尽力を下された。二条公ハ別にどちらでもよいと云ふ事であったが、十七日の朝我れハ電話で御依頼したので、反対の一人なりし。実にこの日の議場ハ未曾有の騒動なりしと云ふ。当派より陪聴に行きたる松岡などハ愉快の餘り手に持ちたる眼鏡を打ちわりたる有様。近角ハ思はず拍手したりと云フ事である。近角ハ實に能く働いた。大草も此度ハ仲々の出来であつた。其他の事ハ面晤の時に云ふも宜き事故、此度ハ宗教法案の事ハ是れで止メて置く。

次に奥村実業学校の事であるが、是れハ此度、浅井が坂朝シタニ付テ、小笠原・立花輩に奔走して、遂に彼れを面職した。此度ハ会津藩の赤塚敬雄と云フ豫備少尉を堀内と云ふ大尉が撰び、近衛公がかんていして、之れなればよいと云ふ事になつた。此人ハ仲々浅井如きものに非ず。むだなる事ハ更にしやべらぬが、云ふ事ハ仲々たしかなものである。非常に多藝の人で、学問の外に農業、かじや等も出来ると云ふ事である。此度ハ其人の一家を挙げて、猶一族の百姓を連れて行けり。而して此度ハ学校の規則を作り、総裁にハ近衛公、副総裁にハ小僧、評議員にハ福島、長岡、小笠原、立花、外ニ一名、一寸名ヲ忘れた（此の評議員ハ大秘密である）。幹事に堀内と大草、校長ハ老嫗、次長及庶務会計等にハ赤塚及村上と云ふ當派の僧侶である。此の村上ハ此度、楓にかわつて赴任したのである。楓ハ兼て他の処とかへてくれと云ふて居つた処であるから、馬渡、浅井を変へたから、楓も替へた方が宜からんとの事故、如斯したのである。浅井ハ朝鮮へ再び行いて、何かやろうと云ふ考へだそうであるが、已に小笠原より領事其他の処へも電報を發して、最早、奥村学校のものでない事を云ふたから大丈夫である。兎ニ角、老嫗の苦心ハ水泡に帰せんとしたのを、今度ハもをどをしてもこわす事の出来又様に成つたのであるから、安心せられよ。此度之事ニ付てハ近衛、小笠原、立花、堀田、福島は非常な尽力であつた。猶委細ハ面晤の時に譲ろう。

次に本山内部の事である。実ハ国会中に京都へ帰れ、と云ふ使が再三來たが、其時帰れバ我々迄賛成派の部類に入れてしまふ政府の考へであつたから、断然断つて居つた。其故国会終り、今月の六日から内の議会になるから是非帰れとの事で、最早今度ハ断る事も出来ず、已を得ず今ハ京都に此の手紙を書いて居るのである。扱内の議会も十四日で終つた。

其決議した処ハ負債償却方で、實に立派な方法が出来た。十年の後にハ本山も数百万円の財産が出来る方法である。實に我れも喜び石川も喜んで居つたが、根本がどをしても石川が氣に入ラン。いや法主を輕蔑するとか、いや法主ををし込め新法主を立るとか云われて、内事に小早川を入れい、渥美を入れいと云わるゝ。今日の処ハ實に門末の人氣立ちて、今何も仰せられず、此僕でおハらせになれバ、金ハ思ふ様に集るのである。然るに、右の様な事を仰せられるものであるから、上局一同、そこ迄我等を御信用ない時ハ何事も出来ません。何事も出来ないので、我等が唯上局に坐して居つてハ本山の御為メになりませんから、台下の御恩召の人々に御やらせになるがよろしい。我等ハ最早御暇を頂きますと云ふて總辭職を願ひ出た。然るに其總辭職を台下ハ今御聞済にならんとして居る場合である。老嫗よ、今御聞済になつたら、果してどをであろう。支那台灣朝鮮の事業ハめちやゝゝになるハ申す迄もなく、これから益々やらねばならぬ政教問題も、本山財務の整理方も、皆めちやゝゝである。實に容易ならぬ本山の不和である故ニ、幸ひ恵日院も支那から、能淨院も台灣から帰つて居られるから、二人頭を集めて相談し、口を極めて御止メ申して居るのである。實に京都へ帰つてより毎日々々三人ハつまらぬ事に頭を痛めて居るのである。然し老嫗よ、安心せられよ。十中の八九ハ我等が充分御止メ申す事が出来ようと思ふから。然し萬々一にも本山瓦解となれば、是非々々老嫗ハ帰朝して反対運動をやつて御呉よ。此の時節に渥美等で此本山が社會に當る事が出来るものか。是非是等の事ハ反対運動で打破つてもらハなければならぬ。しかし充分御止メ申す事ハ出来ようと思う。アーカのような事ハ海外にある、而して病気全快の場合に至つて居らぬ老嫗の耳に入れたくハないのであるが、萬一事起つてから申すよりハ今より申して置いて、其覺悟をして置てもらう方がよいと思うから申すのである。何れなり行ハ次便に申す。其都合で帰朝セヨ。當時病氣ハ如何であるか、非常に案して居る。長途の旅路さぞ疲れた事であろうと日夜に思て居る事である。

吹風をいとへ老木の山桜御法の春ハ猶半なる
てにをハわ存せず、為メに歌にハなつて居らぬのであるが、老嫗が心を励げます一端ともならんかと謹し置けり。別封ハ

京都へ出立之際、杉山先生より依託せられたのであるが、右申す通りの次第なれば甚延引に相成申解なり。何卒ゆるされ
よ。吳々も身躰大切に一日も早く帰朝の期を待つ。餘ハ後便さよなら。三月十七日朝 光演 五百子老嫗許ママへ

先日、老嫗の娘并ニ孫東上、面会せり。至つて壯健であつた。小笠原へ商用の事を依頼せし處、都合好きに付き、直に帰
ると申居られたり。流石、老嫗の娘丈けに勇氣凜々之處、大ニ感心致した事であつた。

(封筒表) 奥村五百子女史 直披 (封筒裏) 護 三月十七日 光演

反対運動の頂点と見なしうる全国仏教徒大会は、一月二一日午後一時から四時半にかけて、両国橋をはさむ隅田川両岸の中
村樓、井生村樓、二州樓の三会場で同時開催された。第一会場中村樓では二階座長を近角常觀、一階座長を真岡湛海が務め、
第二会場井生村樓では二階座長を岡本柳之助、一階座長を安藤正純が務めた。第三会場二州樓では大谷派末寺僧侶が集会した。
その数、約七、〇〇〇名。この全国からの仏教徒東上の動きに対しても、政府は米原や名古屋の乗換地点で汽車の乗車拒否や
拘束によつて妨害し、集会に間に合わなかつた者が約三、〇〇〇人に上つたといふ。

この間、一二月から一月にかけて何度か東西両派の和解が試みられていた。法案提出後、一旦は本願寺派から各宗委員会に
連携謝絶を告げたが、年末には大谷派門跡への工作が行われ、提携の打診があつたらしい。しかし舞台らは議制局会議の総意
を以てこれを拒絶した。その後、恐らく一月二一日の大集会以降、再び和解の打診があり、和田円什が窓口となつて和解の調
印をした。しかし二月五・六日から妙心寺において政府案に対する態度表明を決する会議が開催され、その結果、修正案通過
を主張する者は本願寺派・木辺派・興正寺派・真言宗など五票、断固反対を主張する者が二六票となり、光演が「政府反対の
各宗と政府賛成の各宗との離別を為す会議」と言う通り、各宗派の旗幟を鮮明にする結果となるとともに、先の和解自体が無
効となつた。光演が高田派の日野法雷を妙心寺会議での功労者と述べていることは注目される。本願寺派、特に赤松連城への
強い拒否感は前掲の蓮容信城とも共通のものである。

光演の伝えるところに拠れば、政府側が法案通過のために取った議会対策は、京都府知事内海忠勝ら各県知事のうち勅任議員有資格者を召集し、また三〇〇万円の運動費と大臣・知事・局長等ポストの約束によって買収を試みた。本願寺派は政府案賛成の運動費を本山から支出した。それに対抗する大谷派の議会工作も熾烈を極めたことは想像に難くないし、恐らくこの時の無理が二五年の負債整理問題と舞台失脚の一因になつてゐる。

二月一五日に特別委員会で修正案が結了し、翌日に採決を控えた一六日午後六時に浅草別院に両院の門徒議員を集めて、光演らは最後の協力依頼を行つた。議員諸氏の予想では、貴院通過はやむを得ないので、衆院での否決に尽力を約束した。その夜、集会した議員のもとに書記官が人力車で歴訪して政府案への賛成を強いたという。採決当日にも露骨な妨害が行われた。法案否決に尽力した議員として光演が挙げるのは、第一に都築馨六、次に曾我祐準。その他、谷干城、鍋島直大、千家尊福、黒田長成。議長の近衛篤麿。奥村の縁者にあたる一條基弘である。これらの議員たちに働きかけ、さらに各議員の影響下にある議員が動いたと言うことであろう。大谷派内では、近角常觀がやはり抜群の働きをしたようで、大草慧実（1858）1912)はそれに次ぐ。

それでも、大草慧実が意氣消沈しているなか、一貫して「必ず勝ちます」と言い続けて多言を弄しない舞台の姿は、光演の舞台に対する厚い信頼を証するとともに、舞台の工作が実際にどのように行われたのかを更に追求したい思いにさせる。

書簡後半に見える奥村実業学校のことともども、別稿に譲りたい。

まとめ

以上、唐津高徳寺に所蔵される大谷光演および石川舞台一派の書簡から、第一次宗教法案に関連する資料を取り上げ、『政

『教時報』など主に大谷派側の文献を参照して、同派の法案反対をめぐる動向を紹介した。奥村円心・五百子兄妹に宛てた光演・舜台らの感情を露わにした書簡は運動の裏面まで伝えていて印象深い。石川舜台を中心とする反対運動は、巣鴨監獄教誨師問題を発端とし、近角常觀・安藤正純ら青年学僧が活発な言論・集会活動を展開して、運動は全国に拡大した。この間、光演は主に東京にあり、京都の父光瑩に距離を置き、一貫して舜台に同調した強硬姿勢を取り続けた。

宗教法案の背景には維新以来の悲願である条約改正など外交問題が横たわっているため、政府は仏教勢力をはじめとする反対が予想されるにも拘わらず、仏教・キリスト教に平等な法規定を適用する宗教法案を提出せざるを得ず、その成立をめざして最大勢力の東西本願寺の離間や大谷派への妨碍、また強引な議会工作さえ辞さなかつた。本願寺派は大谷光尊門跡や赤松連城らを中心に政府に同調して各宗会議の仏教公認教運動に反対し、強硬姿勢をとる大谷派に対してはたびたび懐柔を試みた。

※資料の調査と掲載について高徳寺奥村豊住職、および唐津市教育委員会文化課（米倉氏）に多大のご配慮を得ました。ここに記して謝意を表します。

※本稿は科研費助成基盤研究C「北九州の真宗を例とした仏教近代化に関する基礎的研究」（課題番号24617018
研究代表者・川邊雄大）の一部である。

注

- (1) 第五ニ議会（1927）に提出された第一次宗教法案に対して、第一次宗教法案と呼ばれる。宗教法案に関する先行研究としては、井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』（第一書房1969）を参照。
- (2) 第二八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
- (3) 「第十四回帝国議会貴族院議事速記録」一七 p.92のほか、浅野研真編『宗教法案資料』（東方書院刊）にも所収。

- (4) 文部省訓令第一二号「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムル件」。
- (5) 近代日本と宗教の問題を包括的に扱った研究としては、山口輝臣『明治國家と宗教』（東京大学出版会1999）がある。
- (6) 「青山学院大学文学部紀要」二九 p.17~3 1988。
- (7) 「真宗史料集成」一一（同朋社1975）所収「朝鮮國布教日誌」「千島國布教日誌」。
- (8) 「開教五拾年記念 釜山と東本願寺」（大谷派本願寺釜山別院1926）にも高徳寺に関する記事がある。
- (9) 高徳寺に残されている円心の辞令から摘要すれば次の通りである。1873真宗局執事補助、1875佐賀県東派教導取締、1876唐津組長、1877教育課四等用掛、1878教育課一〇等出仕・教育二等承事、教育課八等出仕・教育一等承事、1880七等出仕、1882准録事・東京公務局詰、1883浅草別院改正掛助勤・大録事・准大録、1887贊事補、1890録事・中助教、1891本局用掛、1898權中助教、1899滿位・律師、1901六等出仕、1904入位、1906權僧都、1911宗祖遠忌法要掛。
- (10) 教部省時代（1873）に訓導・教導職一三級・所轄官庁が内務省に変わつて1878權少講義、1879少講義、1881中講義。
- (11) 愛山会有志会の中核として僧籍を剥奪された一三人は次の通り。稻葉了証、並山覺了、藤本了恵、樸景雲、橋川誠順、今井龍城、種村了俊、大友秀誦、奥村円心、藤谷還由、雄上了岳、北方蒙、藤曉慶。
- (12) この時、大谷派では井上馨と近い渥美契縁（本願寺派は島地黙雷）が窓口となる。
- (13) 『太平新聞』二七一号（1900・2・5発行）附録「宗教法案の来歴」による。
- (14) 「宗教法案反対來歴」（1929）による。近角常觀は大谷派西源寺に生まれ、第一高等中学校、帝国大学文科大学哲学科に学び、清澤満之らの宗門改革運動に参加。帝大卒業後（1898）、仏教徒国民同盟会（1899大日本仏教徒同盟会）の結成に加わり、『政教時報』を創刊し（1899）、宗教法案反対運動を開いた。
- (15) 日本の監獄教誨は明治五年九月の石川島監獄における大谷派養輪対岳を嚆矢とし、大谷派が主導した。従来、巣鴨監獄の教誨師四人（藤郷・間野・中澤・三山）も大谷派が独占していたが、新任の有馬典獄がこのうち一名を残し三名の辞職を求め（但し、第一三帝国議会衆院における政府答弁では、四名のうち一名を辞めさせてキリスト教牧師に替えるよう求めたといい主張が食い違つてゐる）、異議は本願寺派に申し出よと言ひ即答を迫つた。大谷派が一名を回答しないまま四人が辞職し、留岡牧師が任用された。
- (16) 総務（寺務総長）と委務からなる上局（内局）と呼ばれる行政機関が宗務をとり、末寺から議員（定員六〇名のうち、門跡任命三〇名、互選三〇名）が選出される議制局と呼ばれる立法機関が宗制を審議した。
- (17) 『政教時報』一（1898・1・1）に板垣内相に対する舞台の質問書を掲載している。
- (18) やや後の資料になるが、「大谷派達令類纂」（大谷派本願寺文書科1910）の第九類賞罰・第二章に「黜罰例」の規定がある。
- (19) 早稲田大学古典籍総合データベース公開の「石川舜台二対スル黜罰例違犯嫌疑事件判定二閥スル大谷光瑩報告書」（請求記号：イ14a2755）による。
- (20) 鹿野久恒編『傑僧石川舜台言行録』（仏教文化協会1951）でも永井柳太郎が大隈重信と舜台井上馨と渥美契縁の関係に言及し、早稲田大学古典籍総合データベースにも大隈宛の舜台書簡は二通を数える。教誨師問題以降、両者の関係はむしろ深まつたよう見える。
- (21) 『アーネスト・サトウ公使日記』II（新人物往来社1991）明治三年（1898）六月八日条、及び九月二二日条。後者は、大隈がサトウに板垣内相の典獄を前に行つた訓示について話し、板垣が監獄施設の改良問題に熱心であると弁明した内容である。
- (22) 『アーネスト・サトウ公使日記』II（新人物往来社1991）明治三年（1898）一月二二日条。
- (23) 三年一〇月三一日に発足した東京府下大谷派一三五ヶ寺の僧侶による組織で、稻垣実秀・池田研習・安藤正純らが会を代表した。
- (24) 三年一〇月二九日柳橋柳光亭に発会式を催し、会長に久我通久侯爵を戴いた。
- (25) 社会評論社の『社会評論』は三年一一月一〇日に発行差止処分を受けたため、以後、安藤らは東京大谷派末寺同志会によつて活動を継続した。

(26) 早稲田大学古典籍総合データベース公開の、西山警視総監から大隈首相に提出された文書の「仏教徒国民同盟会員集会状況報告書」(1898・11・5、請求記号・イ14a5032)による。
この時の府知事は出雲大社宮司出身の千家尊福で、貴院議員でもあつた千家は宗教法案でも反対派の旗頭の一人であつた。

〔第十四回帝国議会衆議院議事速記録〕四二、p.663～667。

『公爵山縣有朋伝』下p.380。

(27) 〔公爵山縣有朋伝〕(1900・1・20) 所収の論説・本多辰次郎「宗教法案に就いて」および雑録欄。

(28) 菱川香夢は今回の廢案に仏教徒が慢心することを戒め、仏教各宗の團結力を高めるべきことを論じて、「西本願寺派の如き、建仁寺會議の主動者たりしものなるにも拘はらず、先づ自ら各宗より分離を試み、遂に一転して切通會議となり、奇怪なる修正案を作り、各宗委員を挙げて幾ど政府に傾従し、建仁寺會議の精神をして全く雲烟模糊の裡に没せしむるに至る」、「彼の西派が獨り先づ歩調を乱したる所以は、其の当路者が偶ま政府に寅縁を有するが為めなりとは言へ、東派に対する多年の感情亦其の一原因たらざるを得ず、是故に東派若し政府に賛したらんには、西派は或は頑強なる反対者なりしやを知るべからず」と述べている(『憲政新報』一五七号附録、1900・3・11)。

(29) 〔政教時報〕一五(1899・8・1)所収の「公認教制度確立に付き仏教徒の大覺悟を要す」にも「近來外交問題を引き出して公認教を非難するの徒多く、加ふるに仏教者中にも曖昧的文明派中々に多く、(中略)遂に基督教と仏教と同時に同時に公認すべしといへる議論は一山寺務所の輿論となり、(中略)遂に杜寺局内に影響を及ぼし」という論説が掲載されている。

(30) 安藤正純によれば、舞台を総帥とする大谷派の反対運動のなかで、近角常觀は軍團長格、和田円介が參謀格であった(鹿野久恒編『傑僧石川舞台言行録』仏教文化協会1951 p.250)。

(31) 〔政教時報〕一五(1900・1・20) 社会面「西派の動向」による。

(32) 〔アーネスト・サトウ公使日記〕II(新人物往来社1991)三三二年(1899)一月二五日条。

(33) 〔奥村五百子刀自年譜〕(唐津市教育委員会寄託・高徳寺所蔵)による。

(34) 黒田長成(委員長)、曾我祐準(副委員長)、岡部長職、本田親雄、三好退藏、松岡康毅、三浦安、周布公平、吉川重吉、都築馨六、磯邊包義、下條正雄、穂積八束、田中源太郎、鎌田勝太郎。

(35) 〔第十四回帝国議会貴族院宗教法案外一件特別委員会議事速記録〕一〇一。

(36) 〔第十四回帝国議会貴族院議事速記録〕二十七p.571～607。〔政教時報〕一七(1900・3・20)にも「宗教法案議場の光景」の記事が掲載されている。

(37) 〔政教時報〕二四(1899・12・29)「宗教法案提出の真相」による。

(38) 「奥村五百子刀自年譜」(唐津市教育委員会寄託・高徳寺所蔵)による。五百子の南清視察の日程をここにあげておく。12/13東京出発、途次、唐津に立ち寄る。1/17門司港出発、1/21上海到着、2/4福州到着、3/22廈門到着、4/3上海到着。その後、蘇州、杭州、長沙を経て、南京到着。義和團事件が南方にも波及する勢いであつたため、上海へ戻る。6/4朝鮮光州到着。木浦を経て釜山に到着。軍艦宮古に便乗し、6/27佐世保到着。

(39) 〔政教時報〕一五(1900・1・20)社会面「西派の動向」による。

(40) 鹿野久恒編『傑僧石川舞台言行録』(仏教文化協会1951)所収の安藤正純の文もこの東上妨碍について言及している。